

北部学校給食センター長期包括委託  
入札説明書等への質問（第1回）への回答

令和6年2月7日

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答	
1	入札公告	1	第1	5			債務負担行為	「4,940,000千円に物価変動等による増減額を加算した額」を債務負担行為の限度額と記載がありますが、本入札における入札上限価格についてご教示頂けないでしょうか。	予定価格の公表は行っておりません。	
2	入札公告						予定価格	見落としておりましたら申し訳ございません。本事業の予定価格が明記されていないと思うのですが公表はされないのでしょうか。	予定価格の公表は行っていませんが、入札公告 第1入札に付する事項 5 債務負担行為 において、「豊橋市（以下「市」という。）は、本事業契約に関して、「4,940,000千円に物価変動等による増減額を加算した額」を限度額とした債務負担行為を設定している。」としています。	
3	入札説明書	6	第1	3			法令等の遵守	最新のものを遵守することとありますが、最新のものは入札書類及び提案書類の受付時（令和6年5月9日）における最新のものという考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、事業開始後に法令変更等があった場合は事業契約の規定に従います。	
4	入札説明書	13	第4	3	(1)	ア	(ウ)	その他企業	計画修繕のみを行う企業が参画する場合、当該企業は「その他企業」での参画という理解で宜しいでしょうか。	計画修繕のみを行う企業について、「維持管理企業」又は「その他企業」として参画してください。
5	入札説明書	13	第4	3	(1)	ア	(ウ)	その他企業	本事業においてSPCを設立する場合、SPCを運営する企業は「その他企業」での参画という理解で宜しいでしょうか。	SPCを運営する企業について、「その他企業」として参画してください。
6	入札説明書	16	第4	3	(4)			参加資格要件の確認基準日及び失格要件	「令和6・7年度の物品の製造等に係る豊橋市競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。」については、あいち入札参加資格申請システムに入札申請中のため結果通知を受領できていませんが、令和4・5年度の契約者情報欄に記載された「業者登録番号」の記載で宜しいでしょうか。また、入札書提出時に登録完了とありますが、その確認方法または提出書類等がございましたらご教示ください。	令和4・5年度の「業者登録番号」の記載をお願いします。また、入札書の提出期限に、「令和6・7年度の物品の製造等に係る豊橋市競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。」については、市が確認することとし、令和6・7年度の「業者登録番号」は市が確認しますので、様式2-8～2-10を修正します。
7	入札説明書	21	第7	3	(1)			SPCの設立	SPC設立にあたり所在地を北部学校給食センターとすることは可能でしょうか。	不可とします。
8	入札説明書	22	第7	5	(2)			予想されるリスク分担	「市と事業者のリスク分担（案）については、契約書（案）に示すとおり」とありますが、事業契約書（案）には未記載のようなので、リスク分担案をお示しください。	一覧表のようなかたちでお示しするのではなく、事業契約書の条文にてお示ししていると、ご理解ください。

北部学校給食センター長期包括委託  
入札説明書等への質問（第1回）への回答

令和6年2月7日

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
9	入札説明書	22	第7	6	(1)		契約保証金	「事業者は、市があらかじめ契約保証金の納付等の必要がないと認めた場合を除き、」とありますが、納付の必要がないとする条件をご教示ください。	「市があらかじめ契約保証金の納付等の必要がないと認め」るのは、例えば、極端に契約額が少額となった場合等が想定されます。したがって、本件については、原則通り契約の保証が必要であるものと考えていただき、契約保証金の納付やそれに代わる担保の提出等をお願いします。
10	入札説明書	25	1				委託料の構成	委託料Cについて想定されている費用項目を教えてください	運営業務のうちの「業務開始前の引継業務」及び維持管理業務のうちの「業務開始前の引継業務」の内容に係る費用を想定しています。
11	入札説明書	25	2	(1)			決算月	SPCの決算月に指定はございますでしょうか 関連文章：29頁4（1）物価指数の年度平均の計算期間	決算月の指定はありません。
12	入札説明書	26	別添資料2	2	(1)		委託料の算定方法	委託料D（修繕費（固定料金））は、極力各年度の修繕費用が平準化される修繕計画とすることとありますが、様式6-3③においては機器毎の経年劣化に応じた年度毎にバラツキのある修繕費を記載し、様式7-2⑤において各年度極力平準化した費用を記載すればよろしいでしょうか。	修繕費の平準化について、市が事業者に支払う支払金額が可能な範囲で平準化されることを期待します。様式7-2⑤が実際の支払う修繕費となるため、その金額が極力平準化されることを望みます。 なお、平準化するために、修繕の内容・時期を平準化するか、事業費の運用のなかで修繕費のやりくりを平準化するかなど方法は提案に委ねます。 様式6-3③と様式7-2⑤の金額について、少なくとも10年間の合計は一致するようにしてください。 評価に当たっては支払いの平準化のみでなく、総合的な観点で評価されるため、その点も踏まえてご提案ください。
13	入札説明書	26	別添資料2	2	(1)		委託料の算定方法	委託料D（修繕費（固定料金））の計画修繕については、項目毎にある程度の修繕費用が必要になることから、計画修繕完了時においてサービス対価を一括払いして頂く提案は可能でしょうか。	委託料D（修繕費（固定料金））は計画修繕も含めて、提案時の計画に合わせて各年度の金額を支払期（四半期）で算定した金額を支払います。
14	入札説明書	29	別添資料2	4	(1)		物価変動による改定	昨今、大幅な物価高騰により計画時と施工時の原材料費、人件費などが高騰し、多額な損失金が発生する事例がございます。そこで物価改定の起算日を入札公告時（令和5年12月18日）もしくは令和5年度の1年間の平均値とするなど施工時におけるコストの乖離を抑制して頂けないでしょうか。	初回改定時におけるPoを「令和5年度平均の物価指数」とします。
15	入札説明書	30	別添資料2	4	(1)		物価変動による改定	表「物価変動による見直し時の委託料の改定方法」において、維持管理業務については、全て①委託料A（人件費除く）に含まれるという解釈であり、③④は適用されないという理解で宜しいでしょうか。	維持管理費について、①及び③の指数を用いて改定します。 なお、その際には、様式6-5、様式7-2②において人件費及びその他維持管理の費用が分かるように記載ください。
16	入札説明書	31	別添資料2	4	(1)		物価変動による改定	表「物価変動による見直し時の委託料の改定方法」の⑥委託料D（修繕費）において「なおこれとは別に、事業者は、9月末までに8月までの指標値を基に、上記の資料を市へ通知する。」と記載がありますが、こちらは1か月前に同様の資料を事前提出するという理解で宜しいでしょうか。	まず、9月末までに「前年10月の指標値」から「当年9月中旬に発表される8月分の指標値」を基にして、翌年度の改定額に関する資料をご提出ください。 その後、翌10月20日までに、当年9月までの指標値を基に翌年度の改定額を記載した資料を市へご提出ください。

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
17	入札説明書	31	別添資料2	4	(1)		物価変動による改定	表「物価変動による見直し時の委託料の改定方法」の欄外に、「指標は、入札参加者の提案を踏まえて、合理的な範囲において市との協議により変更することも可能」との※表記がございますが、様式7-2①「1)官民のリスク分担及び対応方策」にてご提案すればよろしいでしょうか。	物価変動に関する指標の見直しは落札者決定後に協議することを想定しているため、その際の提示でも構いません。なお、ご提案の様式7-2①に記載いただいても構いません。
18	入札説明書	33	別添資料3	表3			上記以外	3センター体制移行に伴い、学校数やクラス数の増加によって増額が認められた委託料Aは、協議の上、貴市にご負担いただけるとのことですが、食数増加により設備の稼働が増えますと、ボイラー等の設備は、劣化が早まり想定外の修繕が必要になることも想定されます。つきましては、委託料D（修繕費）も、本件の対象として追加をご検討いただけないでしょうか。	要求水準書 第1総則 4本事業の概要 (1)本事業対象施設 イ3センター体制への移行について でお示しのとおり、事業開始時の食数を約9,100食、3センター移行時の食数を約8,100食と見込んでおり、食数は減るものと予想しています。なお、本施設の最大提供食数を超えるなど大幅な増となった場合には、当該費用が増加することの合理的な説明が行える場合に限り協議の対象とします。
19	入札説明書	38		5			別添資料4 委託料の減額及び支払停止の方法	「5減額等の措置を講じる事態」が示されておりますが、適切な維持管理を行っていたにも関わらず、設備や配管等の突発的な不具合でレベル3～5の状態に陥った場合は、事業者の帰責範疇を越えるため、減額ペナルティは発生しないとの認識でよろしいでしょうか。	「7 ペナルティポイントを加算しない場合」に記載のとおり、市の事由や不可抗力などの場合はペナルティは発生しません。
20	要求水準書	10	4	(4)	イ		維持管理業務	「改修業務」「修繕業務」が「計画修繕業務」「経常修繕業務」と表記が変わったことについて、業務内容に違いがあるのでしょうか。	誤字を修正したものであり、内容に変更はありません。計画修繕業務、経常修繕業務の業務内容は要求水準の該当項目を確認ください。
21	要求水準書	10	第1	5	(1)	ア	費用の負担区分等	貴市がお示しの光熱水費の年間使用量を超過した場合は、事業者負担とされておりますが、3センター体制への移行に伴い、事業開始時に比してクラス数や学校数が増えた場合は、年間使用量の上限も引き上げられるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおり、事業開始時の食数を約9,100食、3センター体制移行時の食数を約8,100食と見込んでおり、食数は事業開始時に比して減るものと見込んでおります。また、クラス数や学校数が増えたことによる光熱水費の増加はコンテナや食缶、食器かご等の洗浄にかかるものと考えます。そのため、想定どおり食数が事業開始時に比して減った場合は、その分の光熱水費の減少があるものと考えますので、現時点では、3センター体制移行時にクラス数や学校数が増えた場合に、光熱水費の上限を見直すことは想定していません。なお、現時点では、クラス数も学校数も、事業開始時に比して減るものと予想しています。ただし、本施設の最大提供食数を超えるなど含めて大幅な増となり得る事態の場合には、当該費用が増加することの合理的な説明が行える場合に限り協議の対象とします。

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
22	要求水準書	11	第1	5	(2)		給食費の徴収	学校給食費の単価をご教示ください。	令和6年2月時点で以下のとおりです。 小学校 児童 公費負担180円・保護者負担120円 計300円 教職員 自己負担300円  中学校 生徒 公費負担210円・保護者負担140円 計350円 教職員 自己負担350円
23	要求水準書	12	第2		(1)	エ	マニュアルの作成	現在、北部学校給食センターで使用している各種マニュアルは全て使用しないと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	13	第2	1	(2)	イ	セルフモニタリングの実施	「調理業務担当者等で構成される専門の組織」とありますが、本施設の従事者以外の者も含めてよろしいでしょうか。	構いませんが、本施設の「調理業務担当者等」を含めるようにしてください。
25	要求水準書	13	第2	2	(1)		業務実施体制	現在の配置人数をご教示願います。また社会保険加入者及び非加入者の人数もご教示願います。	平成30年3月に曙学校給食センターの整備にあたり、「豊橋市学校給食共同調理場再整備計画（概要版）」を公表しており、その中で、当時の各学校給食共同調理場の人数内訳を示していますので、ご参照ください。 <a href="https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/55035/saiseibi.pdf">https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/55035/saiseibi.pdf</a> なお、当時と現在とでは、令和4年度に受配校を見直したため学校数やクラス数、食数が増えていること、市としては、想定献立で示す献立の調理に必要な人員の確保を求めていること、社会保険の加入条件が見直され続けていること、等にご留意ください。 想定献立に基づき、作業工程表や作業動線図を作成・提出していただきますので、このことを通して、適切な人員配置の検討をお願いします。
26	要求水準書	19	第2	3	(2)	ア	備品の確認、調達業務	本事業開始時に貴市にて全て調達していただき、事業開始後の保守・更新は事業者で行うと理解して良いでしょうか。	前段につきましては、イ各種備品及び調理消耗品の貸与、調達等に記載のとおりです。 後段につきましては、要求水準書 第2 運営業務要求水準 11各種備品の保守管理等業務 及び 14業務終了時の引継業務 並びに 第3 維持管理業務要求水準 7 調理設備等 保守管理業務 に記載のとおりです。
27	要求水準書	19	第2	3	(2)	ア	備品の確認、調達業務	事業開始時に事業者が全て調達する場合、備品等は今回の事業にあたり、全て利用可能な状態で引き渡して頂けると理解して良いでしょうか。	前段につきましては、何を事業者が調達するかについては対象となる備品により異なりますので、要求水準書をご確認ください。 後段につきましては、利用可能な状況で引き渡されるものと、現事業者と確認をしております。

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
28	要求水準書	19	第2	3	(2)	ア	備品の確認、調達業務	事業開始時に事業者が全て調達する場合、利用可能な状態で引き渡して頂けない備品等があればリスト等をご開示願います。	利用可能な状況で引き渡されるものと、現事業者と確認をしております。
29	要求水準書	19	第2	3	(2)	イ (ア)	基本的な考え方	bに「使用しない場合は、当該備品等について市と協議の上処分するか～」とありますが、処分費は事業者の負担でしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	19	第3	1	(1)	ウ	大規模修繕の考え方	「事業者の帰責範疇を超えるものと合理的な理由により認定した場合は、市において対応する」とありますが、下記の事例が起きた場合は事業者の帰責範疇を超えるとの認識でよろしいでしょうか。 ・施設新築時の設計・施工や構造上に起因する事象 ・現事業者の維持管理（修繕を実施しなかった等）の不備に起因するもの ・市が実施した大規模修繕に起因するもの ・メーカー部品の供給が終了しているにも関わらず、更新をしていない部位に起因するもの	ご理解のとおりです。それぞれ内容について明らかとなった場合には市にて対応します。 なお、4点目の「メーカー部品の供給が終了しているにも関わらず、更新をしていない部位に起因するもの」については、メーカー部品の供給が終了していると事業者が認識できた際には、市にその旨速やかにご連絡ください。
31	要求水準書	19	第3	1	(1)	ウ	大規模修繕の考え方	「事業者の帰責範疇を超えるものと合理的な理由により認定した場合は、市において対応する」とありますが、市の合意を得て作成した維持管理計画の項目では劣化状況を判断できない部位に起因して発生した不具合は、事業者の帰責範疇を超えるとの認識でよろしいでしょうか。	大規模修繕は本事業で基本的に想定していないため、「劣化状況を判断できない部位に起因して発生した不具合」により大規模修繕が必要となった場合は、事業者の帰責範疇を超えるものとして、市の負担で対応と考えます。 ただし、事業者の帰責範疇を超えるものと判断できるように適切な維持管理が行われていることが確認できる維持管理の記録を確認できるようにしてください。 また、維持管理計画を作成のうえで対応が必要となる経常修繕については(P60)第3_11経常修繕業に記載の通り『市は予防保全の考え方に基づき「建築物のライフサイクルコスト（建築保全センター）」に記載された方法で経常修繕費の算出を行っている』ことから、原則として維持管理計画の項目に関わらず予防保全の観点から事業者の責において経常修繕を行ってください。 なお、事業者が作成した維持管理計画は市にて確認は行いますが、妥当性について責任を持つものではありません。
32	要求水準書	22	第2	4	(2)	ウ	豊橋市栄養管理システムの使用	栄養管理システムの導入に関し、設定作業はトーテックアメンティ株式会社の実施するとありますが、設定作業にかかる費用は事業者負担ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	23	第2	5	(2)	ア (ウ)	検収補助業務	「検収補助に必要な数の人員2人以上を従事させる」とありますが、野菜検収室、肉魚検収室で検収がある場合、各室2人以上（計4名以上）従事させるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、荷の状況によっては4人未満にすることも可能ですが、その場合は、事前に市の承諾を得てください。

北部学校給食センター長期包括委託  
入札説明書等への質問（第1回）への回答

令和6年2月7日

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答	
34	要求水準書	23	第2	5	(2)	ア	(エ)	検収補助業務	本施設への直送品（主食・牛乳・デザート等）とありますが、学校配膳業務ではないでしょうか。	本施設での喫食分等です。
35	要求水準書	23	第2	6	(1)	ア	(サ)	調理の原則	「調理釜で使用する器具は共用しない」とありますが、中心温度計も釜ごとに必要でしょうか。	中心温度計も釜ごとに用意し、共用はしないようにしてください。
36	要求水準書	28	第2	6	(1)	ク	(イ)	事業者の業務範囲	fに「下処理後の作業はアレルギー対応調理室で行うこと」とありますが、釜で調理する料理の場合、一般食の釜からアレルゲンを含む食材を釜に入れる前に抜き取る方法でも問題ないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりの方法とし、ご質問の方法は不可とします。
37	要求水準書	30	第2	6	(3)	ア		検食	「摂食時間の30分前までに検食が実施できるように～」とありますが、摂食時間の30分前までに検食が終了しているという理解でしょうか。その場合、検食の準備は摂食時間の何分前に完了していればよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、20分前までに準備をしてください。 なお、市職員の検食の準備については、1階の市職員用事務所に用意してください。
38	要求水準書	30	第2	6	(3)	ア		検食	「事業者においても、あらかじめ責任者を定めて検食を行うこと」とありますが、事業者が行う検食も児童生徒の摂食時間の30分前までに実施するというのでしょうか。	ご質問のとおりです。
39	要求水準書	31	第2	6	(3)	イ	(ク)	保存食	米（アルファ化米）、麦はどのような調理を想定されていますでしょうか。	調理の想定はありません。
40	要求水準書	36	第2	8	(2)	ウ		配送車両の調達	「パワーゲート車でなければ配送できない学校、パワーゲート車では配送できない学校、いずれも配送できる学校があるため、留意する」とありますが、最適な車両調達および配送計画作成のため、内訳をご教示ください。	資料6 配送・回収計画（令和5年度）をご参照ください。
41	要求水準書	47	第3	1	(1)	ウ		大規模修繕の考え方	北部学校給食センターが供用開始してから現時点までの厨房設備を含む空調・照明等の修繕及び更新箇所をご教示願います。	貸出資料4 修繕等履歴をご参照ください。
42	要求水準書	47	第3	1	(1)	ウ		大規模修繕の考え方	照明機器類は全てLED照明と理解して良いでしょうか。全てLED照明では無い場合、照明機器類数量及び型番をご教示願います。	現時点ではLED照明化の工事は未定のため現況のまま施設が引き渡されるものと考えてください。照明機器類数量及び型番は貸出資料1_北部学校給食センターCADデータをご参照ください。
43	要求水準書	47	第3	1	(1)	ウ		大規模修繕の考え方	空調機の台数及び型番をご教示願います。	貸出資料1_北部学校給食センターCADデータをご参照ください。

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
44	要求水準書	48	第3	1	(4)	ア	維持管理業務報告書	維持管理業務報告書のほか、業務に必要な書類及び記録を適切に保管し、とございますが、保管は必ずしも紙である必要はなく、電子データ化した保管でも問題ございませんでしょうか。	電子データ化した保管のみで問題ありません。なお書類のみでなく、電子データ化は必ず行ってください。
45	要求水準書	48	第3	1	(3)	イ	長期修繕計画書	長期修繕計画書は、本要求水準書60頁「1.1 経常修繕業務」および様式6-3③と同じものという解釈で宜しいでしょうか。	長期修繕計画には「経常修繕」と「計画修繕」の内容を記載してください。そのため、基本的には様式6-3③と同じ、もしくは必要に応じて詳細化したものを想定します。なお「計画修繕」において改修・更新を行った項目も経常修繕の対象としてください。
46	要求水準書	49	第3	1	(6)	イ	補修・修繕	過去に実施したクロス張替や塗装等の時期及び箇所をご教示願います。	貸出資料4 修繕履歴 をご参照ください。
47	要求水準書	52	第3	5			建築設備保守管理業務	資料7に示す現事業者が実施している内容をご提示頂けますか。	資料7「点検及び作業実施内容要求水準」及び貸出資料6 維持管理報告書 をご参照ください。
48	要求水準書	58	第3	10	(1)	ア	計画修繕業務	事業期間における春季、夏季及び冬季等の給食の提供がない期間に実施することを原則とし…とありますが、経年劣化が著しく性能基準の確保が困難な設備については、十分な計画性に基づき現事業に影響がなく、かつ貴市の事前承認が得られた場合、事業開始前に施工することは可能でしょうか。	契約後令和7年9月の運営開始までの間に修繕業務を行うことについて、前事業者と調整・確認を行い前事業の運営及び維持管理に影響がなく、市としても問題ないと承諾した場合に限り可とします。 なお、令和7年8月は実施可能と考えています。
49	要求水準書	61	第3	11	(1)	エ	経常修繕業務	事業者は、本件施設の修繕・更新を行う前に、修繕工事等計画書（修繕工事等の内容、対象箇所図、写真、図面、使用材料、概算工事費内訳書等）を前年度末まで（令和7年度は8月末まで）に市に提出し、確認を受けることとありますが、緊急の場合はその限りではないという認識で宜しいでしょうか。	要求水準書（P49）第3_1(5)_イ・ウに示すように、『速やかに修繕等を実施し、支障のない状態に回復』『速やかに応急処置』してください。なお、状況については市に速やかに報告するとともに修繕工事等計画書同等の内容について後日報告を行ってください。
50	要求水準書	61	第3	11	(1)	エ	経常修繕業務	事業者は、本件施設の修繕・更新を行う前に、修繕工事等計画書（修繕工事等の内容、対象箇所図、写真、図面、使用材料、概算工事費内訳書等）を前年度末まで（令和7年度は8月末まで）に市に提出し、確認を受けることとありますが、小修繕の場合の事前提出資料については、この限りではなく適宜貴市と調整させて頂けないでしょうか。	原則、修繕工事等計画書によるものとしますが、要求水準書（P49）第3_1(5)_イ・ウに示すように、『適切に対応』『速やかに応急処置』してください。なお、状況については市に速やかに報告するとともに修繕工事等計画書同等の内容について事前に協議を行ってください。
51	要求水準書	61	第3	11	(1)	カ	アスベスト	アスベストを含んだ壁・天井などはありますか。	使用していないと認識しておりますが、もしアスベストが見つかった場合における新たに発生する追加の費用については、市の負担とします。

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
52	要求水準書	61	第3	11	(1)	ク	経常修繕業務	施設管理台帳とは、修繕結果を記録する台帳と記載がありますが、その場合、本水準書62頁に記載されている修繕記録報告書と同じものになってしまうと解釈しております。すいませんが、この2つの書類についてご教示頂けないでしょうか。	施設管理台帳は、(p48)第3_1_(4)_イ_(イ)に示すように、事業期間中の保守点検による補修、不具合のデータも含むものであり、修繕、更新を含めて簡易な一覧となっているものとします。 P62に示す修繕記録報告書は、そのうち修繕・更新について、内容を詳細に整理し、完成図に該当箇所を明記してください。
53	要求水準書	P17	第2	3			業務開始前の引渡し業務	現事業期間中に現事業者が予定している大きな修繕を教えてくださいいただけますでしょうか。	現時点で、現事業者が予定している大きな修繕の計画はありません。 なお、市が、屋上と外壁の防水工事を、令和6年度に実施する予定です
54	要求水準書	P17	第2	3			業務開始前の引渡し業務	①現事業者で契約しているガス会社とのリース契約終了後は、市が別途ガス会社と契約する予定なのでしょうか。 ②バルクタンクなどガス会社が所有している設備は、市の費用で対応し、事業者負担は無いとの認識でよいでしょうか。	①②いずれもご理解のとおりです。
55	要求水準書	P17	第2	3			業務開始前の引渡し業務	維持管理報告書の未改修項目は、現事業者で改修のうえで引渡しをしていただけるでしょうか。(R4年度報告書より) ・受変電設備 電力ヒューズ、保護継電器(交換推奨時期超過) ・非発 始動装置(交換推奨時期超過?) ・蓄電池 有効期限切れ ・自動制御 温湿度センサ計20カ所 ・除害 原水ポンプ、調整ポンプ(絶縁抵抗値 1MΩ以下) ・弊社現調時の不具合 自動ドア異音数カ所 三方枠発錆数カ所等	現時点で取替の計画はありませんが、今後の点検にて交換が必要となった場合には、交換を実施し、引き渡しが行われます。
56	資料3	1	①				食器	令和12年度に予定している食器の仕様変更について、PEN食器の柄を教えてください。(柄により価格が異なるため。)	以下のとおりです。 飯椀：PNB-30E 深皿：PNS-15E BLO(ブロックラインオレンジ)  汁椀：PNB-30E G(若草)
57	資料3	1	②				スプーン	令和5年度時点の保有数21,254本は、食数に対して多いと思われるのですが、どのようなご使用方法でしょうか。	各スプーン通しに43本ずつ345クラス分をセットしています。(約15,000本) 新品では無いものの、予備を約5,000本保有しています。

北部学校給食センター長期包括委託  
入札説明書等への質問（第1回）への回答

令和6年2月7日

No	資料名等	頁	区分	項目	質問内容	回答
58	資料3	1	④	食器カゴ	令和12年の食器の仕様変更後も現在の食器カゴを使用に対応するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	資料3			食器・食缶等リスト	食器・食缶以外のスプーン、食器カゴ、配膳器具、コンテナについても買い替えを行った量をご開示ください。	破損した物については追加で購入していますが、買い替えは行っていません。
60	資料3			食器・食缶等リスト	令和12年の食器の仕様変更を三信化工のPEN樹脂で想定されていますが、同等の硬度や衛生管理能力、食器の容量を持つPES樹脂等、事業者側からの提案は可能でしょうか。	市として食器の種類を統一することを考えているため、要求水準のとおりとします。
61	資料7			点検及び作業実施内容要求水準	業務内容・点検頻度に自動扉についての記載が見受けられませんが、点検不要との認識で宜しいでしょうか。	提案に委ねます。 なお、本事業は仕様書発注ではなく、性能発注であることにご留意ください。 また、自動扉の不具合により、調理従事者がドアに触れることになり食中毒が発生した場合、又は、自動扉を開けっ放しにしたことにより異物混入が発生した場合等においては、ペナルティポイントの加算の対象となり、委託料が減額され得ることに、併せてご注意ください。
62	資料7			点検及び作業実施内容要求水準	業務内容・点検頻度にシャッター設備についての記載が見受けられませんが、点検不要との認識で宜しいでしょうか。	No61をご参照ください。
63	資料7			点検及び作業実施内容要求水準	特殊建築物定期調査について 一般的に1回/3年との認識ですが 1回/2年でしょうか。 また実施サイクルをご提示頂けますか。	本施設は、建築基準法の定期報告制度の対象ではないため、資料7を修正します。
64	資料7			点検及び作業実施内容要求水準	建築設備定期検査に付随して「防火設備定期検査」は不要でしょうか。	不要です。
65	資料7			点検及び作業実施内容要求水準	遠隔監視装置点検とはどの設備の遠隔監視でしょうか。	貸出資料6 維持管理報告書 をご参照ください。
66	資料7			点検及び作業実施内容要求水準	機械警備点検 2回/年とは 通年の機械警備業務に追加で実施する点検でしょうか。	ご質問のとおりです。
67	資料7			点検及び作業実施内容要求水準	受変電設備について 受電容量をご提示頂けますか。	貸出資料1_北部学校給食センターCADデータ をご参照ください。
68	資料7			点検及び作業実施内容要求水準	自動制御機器保守点検について 12回/年 実施する内容をご提示頂けますか。	貸出資料6 維持管理報告書 をご参照ください。

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
69	資料7						点検及び作業実施内容要求水準	水質検査の検査項目及び検体数をご提示頂けますか。 (市水及び井水)	要求水準書(案)に対する質問・意見への回答 No.82 をご参照ください。
70	資料7						点検及び作業実施内容要求水準	弱電機器とはどの機器を点検するのかが提示頂けますか。	貸出資料6 維持管理報告書 をご参照ください。
71	資料7						点検及び作業実施内容要求水準	定期清掃について 各部屋の面積などの基準表をご提示頂けますか。	貸出資料1_北部学校給食センターCADデータ をご参照ください。
72	資料7						点検及び作業実施内容要求水準	害虫防除について 現状、生息調査を実施している箇所をご提示頂けますか。	市として、具体的な箇所を把握していないため、お答えすることができません。学校給食施設の趣旨に鑑み、適切に実施してください。
73	資料7						点検及び作業実施内容要求水準	植栽・外構について 年2回(地被類)の数量及び実施内容をご提示頂けますか。	植栽は、敷地正門の2箇所にあります。 枯れた状態や雑草の増加などがみられる時期に手入れをしています。
74	資料7						点検及び作業実施内容要求水準	調理機器について 年1回実施する機器名及び数量をご提示頂けますか。	貸出資料6 維持管理報告書 をご参照ください。
75	資料8	-	-	-	-	-	計画修繕一覧表	No.3のボイラーの更新というのは、ボイラー本体だけでなく補機(中和装置や還水設備など)も含まれるという認識でよろしいでしょうか。また、配管等の修繕は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	計画修繕におけるボイラーの更新には補機(中和装置や還水設備など)も含むものとします。また、配管等の修繕については経常修繕において含むものとします。
76	資料8						計画修繕一覧表	空調機器、換気扇、ファン、全熱交換器、空気調和機自動制御設備を更新するとありますが、性能基準に問題ないと判断した場合、事業者判断により対象範囲を選別しても宜しいでしょうか。またその際、対象外とした機器については、経常修繕にて対応する提案としても宜しいでしょうか。	効率的・効果的に施設の修繕・更新を行うことを目的としているため、事業者の責により提案を行うことは可能です。 ただし、更新を行わずに運営に支障が生じた場合は事業者の責により必要な対応を行ってください。また、更新を行わず業務に支障が生じた場合には改善勧告対象となります。

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
77	資料8						計画修繕一覧表	<p>空調機の更新について、全て更新するのは費用面や設置状況を鑑みると難しいと思われま。下記のような提案は可能でしょうか。</p> <p>①トイレ等の給食提供に影響の無い一般エリアの換気扇は、清掃や部品交換などで性能を維持する提案は可能でしょうか。</p> <p>②厨房系統の床置ファンはモーターやベアリング交換などの部分的な交換工事で性能を維持する提案をすることは可能でしょうか。</p> <p>③全熱交換器は給食提供に支障のない居室に設置してあるため、エレメント交換、部品交換で性能を維持する提案をすることは可能でしょうか。</p> <p>④エアハンドリングユニットは屋内設置で状態も良く、部品交換などの部分的な交換工事で性能を維持できると判断した場合は、更新せず修繕とする提案は可能でしょうか。</p> <p>⑤チラー、ビルマル、パッケージエアコンは機器更新で見込み、配線及び配管は既存使用とする工事内容を提案することは可能でしょうか。</p>	No76の回答を参照ください。
78	資料8						計画修繕一覧表	<p>ゴミ処理装置室の撤去について 再度現地確認をさせて頂く事は可能でしょうか。</p> <p>シャッターを開けて中を確認することはできませんが、外観の確認は可能です。 希望される場合は、下記により電子メールにてお申込みいただき、日程調整後、可否・日時等をご連絡します。 なお、当日、市の職員は同席できませんので、ご承知おきください。</p> <p>メールタイトル：「北部学校給食センター生ごみ処理装置室見学申し込み」 メール本文記載事項：「参加希望日時（※）」「担当者氏名」「連絡先電話番号」「参加予定人数」 メール送付先：hokenkyushoku@city.toyohashi.lg.jp ※参加希望日については、給食実施日に限ります。</p>	
79	資料8						計画修繕一覧表	<p>ゴミ処理装置室の撤去について 施工日の条件はありますか。（土日、夏休みなど）</p> <p>給食提供期間中及び夏休み期間中における実施の可否については、運営企業と調整をお願いします。 また、土日の実施につきましては、市として把握している条件はありませんが、近隣に民家がありますので、一定の制限は生じるものと思われま。工事の実施に当たっては、地域住民への説明を丁寧に行い、適切に対処してください。</p>	

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
80	資料8						計画修繕一覧表	ゴミ処理装置室の撤去について 解体後の処分地に指定はありますか。	跡地は、本事業の実施にあたり支障のない状態にしてください。なお本施設が大量調理施設であり、衛生管理の徹底が求められることにご留意ください。
81	資料8						計画修繕一覧表	工事の積算に影響するため、下記事項を確認させてください。 ・ゴミ処理設備の基礎は残置とさせていただき、凹凸があった場合は左官補修程度で見込んでよろしいでしょうか。 また、基礎より突出している配管の撤去が難しい場合は、バルブ部でプラグ止めとしてもよろしいでしょうか。	ご提案の方法で構いませんが、衛生害虫やネズミなどの衛生区域内への侵入にかかるリスク負担は事業者とします。適切な施工をお願いします。運営企業とも事前に協議をし、施工方法を決定してください。
82	資料8						計画修繕一覧表	ごみ処理装置室は事業開始前に改修が必要と考えられます。現行事業者の承認が得られれば、令和7年9月以前から改修開始は可能でしょうか。	可能です。
83	資料8						計画修繕一覧表	工事の積算に影響するため、下記事項を確認させてください。 ・ゴミ処理設備の撤去の際に、隣地の駐車場を無償で借用することは可能でしょうか。また、有償となった場合は市でご負担していただけないでしょうか。	市から駐車場の管理者に対して、工事の際に駐車場を使用させていただくことの内諾は得ております。しかしながら、具体的な条件までは協議できていません。工事の実施に当たっては、事業者が、工事の内容や期間などの条件を踏まえて、駐車場の管理者と使用の条件について協議をしてください。その場合、賃借料が必要になった場合には、事業者の負担とします。
84	資料8						計画修繕一覧表	工事の積算に影響するため、下記事項を確認させてください。 ・生ごみ処理設備炉内の処理物は撤去し、空の状態にしてください。	生ごみ処理設備は構造上堆肥が空になることはありません。そのため、撤去時に内部に残る堆肥の廃棄処理が必要となります。
85	資料8						計画修繕一覧表	令和5年12月18日公表の資料8では、前回記載のあった蒸気式攪拌装置付全自動煮炊機が計画修繕一覧表から削除されておりますが、継続して使用することを想定しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	資料8						計画修繕一覧表	修繕計画表から「調理棟 攪拌装置付全自動煮炊機の一般の蒸気式回転窯への改修」が入札公告にて削除されています。経常修繕への変更と考えればよろしいでしょうか。	攪拌装置付全自動煮炊機を継続して使用することを想定しています。
87	資料8						計画修繕一覧表	修繕計画表から「調理棟 照明器具LED化」が入札公告にて削除されていますが豊橋市が別途計画され则认为よろしいでしょうか。	本施設のLED化については、現時点で未定です。

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
88	資料8						計画修繕一覧表	<p>本一覧表以外の修繕は経常修繕という位置づけで宜しいでしょうか。また、本一覧表の修繕については、様式6-3②に記載するだけで、様式6-3③の「長期修繕計画書（事業期間中）」には記載する必要がないという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。 後段については、様式6-3③「長期修繕計画書（事業期間中）」の上位に、計画修繕について記載する欄がありますので、そちらに記載をお願いします。 なお、本一覧表の項目で改修・更新を行ったものについても経常修繕業務の対象のため、必要に応じて様式6-3③「長期修繕計画書（事業期間中）」に記載ください。</p>
89	資料8						計画修繕一覧表	<p>資料8で示されていない項目（設備機器・屋上防水・外壁等）については事業者で修繕を行い、更新は市の費用で対応するとの認識でよろしいでしょうか。 全ての項目を事業者で更新を行うとすると上限価格内に事業費が収まらず入札ができないため、上記の分担でお願い致します。</p>	<p>すべての項目を事業者で更新することは想定しておりませんが、(P60)第3_11経常修繕業に記載の通り『市は予防保全の考え方にに基づき「建築物のライフサイクルコスト（建築保全センター）」に記載された方法で経常修繕費の算出を行っている』ことから、前述する図書に基づき施設を運用する上で必要と想定される修繕・更新については経常修繕の対象とします。 ただし、算出条件によらない修繕・更新について『事業者の帰責範囲を超えるものと合理的な理由により認定した場合』は市において対応します。 なお、屋上と外壁の防水工事については、令和6年度に市の費用で、市が発注し施工する予定です。</p>
90	資料8						計画修繕一覧表	<p>①資料8に記載のない機器更新・建築物の改修については、市で実施するとの認識でよろしいでしょうか。 ②また、機器の更新時期については点検結果等をもとに事業者で提案を行い、実施の有無を市でご判断していただくような流れになりますでしょうか。 ③事業者が提案したにも関わらず、市が更新しないと判断した場合、当該機器等が不稼働となった場合のリスクは市にあるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>(P60)第3_11経常修繕業に記載の通り『市は予防保全の考え方にに基づき「建築物のライフサイクルコスト（建築保全センター）」に記載された方法で経常修繕費の算出を行っている』ことから、前述する図書に基づき施設を運用する上で必要と想定される修繕・更新については経常修繕の対象とします。 計画修繕一覧に記載されていない改修については本事業対象外として実施が必要な場合は市で対応します。 ただし、①要求水準書 第3維持管理業務要求水準 1総則（1）基本的な考え方 ウ大規模修繕の考え方 に記載のとおり市が「事業者にて実施した定期的な保守・修繕履歴等を確認した上で、事業者の帰責範囲を超えるものと合理的な理由により認定」しなかった場合は、市は実施しません。 ②③について、資料8に記載のない改修工事や大規模修繕工事については事業者側が必要に応じて市に提案ください。市で実施の有無を判断した結果に伴い発生した不稼働等については、市のリスク負担になります。</p>
91	資料8						計画修繕一覧表	<p>資料8の計画修繕は2025年の夏休み期間に実施することは可能でしょうか。 設備の劣化が著しく不稼働リスクが高まっているため、早めの対応ができるものは早めの実施が必要だと考えます。</p>	<p>可能です。なお、その際には前事業者の事業期間と重複しますので、前事業者の業務に影響がないように前事業者と適宜調整し、承諾が必要になります。</p>

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
92	資料8						計画修繕一覧表	計画修繕一覧の工事を実施するまでの間に設備が不稼働となった場合のリスクは市にあるとの認識でよろしいでしょうか。 更新前の機器は不稼働リスクが高くなっており、事業者が適切な維持管理を行っていても不稼働リスクを低減することはできません。	不稼働となるリスクが最小限となるように工事の実施時期の提案を行ってください。ただし、施設の運用や市に起因して工事期間に制限が生じ前もって工事が実施できなかった場合の不稼働リスクは市のリスクとします。 なお、前もって工事できるにもかかわらず、提案により工事の実施時期を後ろにずらした場合の不稼働リスクは事業者のリスクとします。
93	資料8						計画修繕一覧表	工事の積算に影響するため、下記事項を確認させてください。 ・実施日は基本給食の提供が無い日に実施を想定していますが、作業時間に制限はございますでしょうか。	市として把握している作業時間の制約はありません。しかしながら、近隣に民家がありますので、一定の制限は生じるものと思われます。工事の実施に当たっては、地域住民への説明を丁寧に行い、適切に対処してください。
94	資料8						計画修繕一覧表	工事の積算に影響するため、下記事項を確認させてください。 ・2025年の夏休みに実施する場合、作業員が施設内のトイレを使用しても構わないでしょうか。	構いません。その際、どのトイレを使用するのか、運営企業と調整をお願いします。
95	資料8						計画修繕一覧表	工事の積算に影響するため、下記事項を確認させてください。 ・火気使用時のルールがございましたら教えていただけますでしょうか。	火気使用時のルールにつきまして、市が把握している本施設固有のルールはありませんが、関連法令を遵守してください。
96	資料8						計画修繕一覧表	工事の積算に影響するため、下記事項を確認させてください。 ・実施日は基本給食の提供が無い日に実施を想定していますが、作業時間に制限はございますでしょうか。	具体的に、市として、作業時間について指示をしたり、把握している条件はありません。しかしながら、近隣に民家がありますので、一定の制限は生じるものと思われます。工事の実施に当たっては、地域住民への説明を丁寧に行い、適切に対処してください。
97	要求水準書に対する回答						No. 46	「食器食缶と一緒に給食センターに回収し、除害施設にて処理するように変更することを検討しています。」とありますが、現在の除外施設の能力は足りているとの認識でよろしいでしょうか。また、処分方法の変更により、費用が発生する場合、協議に応じていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	前段につきましては、実施の可否を現在検討中です。 後段につきましては、市の負担とします。
98	要求水準書に対する回答						No. 46	①牛乳を給食センターの除害施設での処理を検討されていますが、処理能力十分に足りるのでしょうか。 ②牛乳を除害で処理を行う場合、水質の悪化や汚泥処分費の増加分は市のリスクとしていただけるのでしょうか。	①につきましては、実施の可否を現在検討中です。 ②につきましては、市の負担とします。

No	資料名等	頁	区分	項目	質問内容	回答
99	貸出資料2	11		厨房設備 機器リスト(1)	F4蒸気式攪拌装置付全自動煮炊機について、どのような料理で使用を想定していますでしょうか。また、その料理の1釜当たりの想定する調理数をご教示ください。	煮物、汁物、炒め物等で上限3500までを想定しています。
100	様式2-1			参加表明書	本様式は押印不要という認識で宜しいでしょうか。	押印は不要です。
101	様式2-3、2-4、2-5、2-7			委任状、参加資格確認申請書、参加資格報告書	代表者氏名の右側にある点線枠は、押印箇所という認識でよろしいでしょうか。	押印は不要です。なお、Wordの設定について、[表ツール]-[レイアウト]-[グリッド線の表示]は、オフにしてください。
102	様式集Word 様式2-1~4-3	9~22		全般	各様式の社名や代表者名を記載箇所について、押印は必要でしょうか。必要な場合は以下についてご教示ください。 ① 押印が必要な様式および箇所 ② 印鑑の種類別(代表者印・社印など)	押印は不要です。
103	様式2-6			添付書類提出確認書	様式集に雛型が掲載されておりませんが、事業者にて任意で作成するのでしょうか。	様式集を修正し、様式2-6を不要とします。
104	様式2-8			参加資格申請調書	添付書類の実績に対する契約書の写し、および共同企業体による協定書の写しで運営企業だけでなく、維持管理企業も確認ができる場合、様式2-9の添付資料として同じ書類の提出でよろしいでしょうか。	同一実績の場合、契約書の写しなどの証明書類は同一の書類としていただいて構いません。
105	様式集Word 様式2-8~9	15~16		参加申請調書 添付書類 契約書・仕様書	実績に係る契約書・仕様書の添付は、その実績を証明する該当箇所頁のみの添付でよろしいでしょうか。また金額などについては黒塗りしたうえでの提出でもよろしいでしょうか。	ご質問に記載のと通りの提出方法で構いません。
106	様式集Word 様式2-8~10	15~17		参加申請調書 豊橋市競争入札参加資格者名簿登録番号	豊橋市競争入札参加資格者名簿登録番号は、あいち電子調達共同システムの業者統一番号(令和4・5年度)との認識でよろしいでしょうか。この番号と異なる場合には、名簿登録番号情報の公開場所・取得方法をご教示ください。	[「あいち電子調達共同システム(物品等)」トップ画面]-[入札情報サービス]-[豊橋市]-[入札参加資格名簿]の順で辿っていただき、「商号又は名称」等により自社を検索し、「業者登録番号」をご確認ください。
107	様式集Word 様式2-8~10	15~17		参加申請調書 添付書類 商業登記簿謄本	登記簿謄本については原本でなく写しでもよいとの認識で問題ありませんでしょうか。	様式2-8~2-10を修正し、登記簿謄本を不要とします。

北部学校給食センター長期包括委託  
入札説明書等への質問（第1回）への回答

令和6年2月7日

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
108	様式集Word 様式2-8~10	15~17					参加申請調書 添付書類 税務申告書	弊社が提出する場合、法人税確定申告書の控えの写しとなりますが、税務署の印と各科目の金額記載のある表紙のみの提出でも宜しいでしょうか。（内訳を添付すると1期分でも100頁を超える量となるため）	入札説明書、P14 第4募集に関する事項 3参加資格要件（2）入札参加者に必要な資格 ア（ア）に規定する「本事業を円滑に遂行できるための安定的かつ健全な財務能力として以下の状態でないこと。 ・当期経常損益が2期連続赤字かつ、自己資本金額が2期連続債務超過の状態」を満たしていることを確認できる部分のみの提出で結構です。
109	様式2-8、2-9、2-10						参加資格申請調書	参加資格審査申請書類提出時の豊橋市競争入札参加資格者名簿登録番号につきましては、令和4・5年度の登録番号でも可という認識で宜しいでしょうか。	令和4・5年度の「業者登録番号」の記載をお願いします。令和6・7年度の「業者登録番号」は市が確認しますので、様式2-8~2-10を修正します。
110	様式2-8、2-9、2-10						参加資格申請調書	添付書類は、正本、副本に各1部づつ添付すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、副本への添付書類は写しでも構いません。
111	様式2-8、2-9、2-10						参加資格申請調書	添付書類にある商業登記簿謄本は、現在事項全部証明書でよろしいでしょうか。	様式2-8~2-10を修正し、登記簿謄本を不要とします。
112	様式2-9	16						添付書類に税務申告書とありますが、決算報告書（貸借対照表・損益計算書・株主資本変動計算書）で良かったでしょうか。 違う場合、必要な範囲（税務署に提出する各種法人税申告書別表）をご提示頂けますか。	決算報告書（貸借対照表・損益計算書・株主資本変動計算書）で構いません。
113	様式集5-1	27	③⑤				作業工程表	作業工程表は、A3縦で作成してもよろしいでしょうか。配置人数によっては縦で作成した方が視認性がよくなると思います。	A3横で作成をお願いします。
114	様式5-6						食器・食缶等リスト	備品の数量（予備含む）については、事業者の提案数ということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	様式5-6						食器・食缶等リスト	No.1~3のメラミン樹脂食器の数量（予備含む）は、令和12年度の食器全更新までの補充数という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	様式5-6						食器・食缶等リスト	メラニン食器の予備の購入について、絵柄は現行事業者の著作権があるため、絵柄が2種混在することは可能でしょうか。	可能です。

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
117	様式6-2②						点検及び作業実施内容	様式集6ページ「2）提案書類」において当該様式の規格は、A3横と記載がありますが、本様式集の添付書類はA4縦となっています。本様式の規格については、事業者提案という解釈で宜しいでしょうか。	A4縦とし、様式集、P.5を修正します。
118	様式6-3②						計画修繕概要書	以前記載のあった攪拌機付き全自動煮炊機の一般の蒸気式回転釜への改修について、実施が無くなったとの理解で良いでしょうか。	攪拌装置付全自動煮炊機を継続して使用することを想定しています。
119	様式6-5						維持管理費内訳書	3. 修繕費の右手に（事業期間を通じた年平均額）と記載がありますが、修繕費の内容・算出根拠の項には、修繕費の年平均額を記載すればよろしいでしょうか。	様式6-5の「3. 修繕費の項目について、年間費用の欄は10年間の年平均の金額をご記載ください。内容・算出根拠の欄は特に記載不要です。
120	様式6-5						維持管理費内訳書	5. 保険料に記載する保険は様式7-2⑦付保する保険に記載する保険に係る料金を記載すれば宜しいでしょうか。その場合、様式5-8における⑬その他費用（SPC経費、保険料等）との記載の住み分けはどのようにすればよろしいでしょうか。	保険料について、様式7-2⑦に記載する本事業実施に当たって付保する保険を記載ください。 なお、運営費（様式5-8）に計上するか、維持管理費（様式6-5）に計上するかは提案に委ねます。
121	様式6-5						維持管理費内訳書	維持管理業務における事業終了時の引継ぎ業務については、6. その他費用に記載すればよろしいでしょうか。または様式5-8の運営業務の項目に記載すればよろしいでしょうか。	維持管理業務における事業終了時の引継ぎ業務については、「1. 人件費-⑧事業終了時の引継ぎ業務」及び「2. 委託費等-⑧事業終了時の引継ぎ業務」に記載ください。
122	様式7-2⑦						付保する保険	こちらに記載する保険は、入札説明書「別添資料5 事業者が付保する保険」に記載されている保険のみであり、履行保証保険やそのた事業者提案により加入する保険については、対象外という認識で宜しいでしょうか。	注釈のとおり、入札説明書で求めている保険とそれ以上の提案保険の全てを記載し、要求している以上の保険は分かるように記載ください。 履行保証保険の記載は不要とします。
123	事業契約書	8	第8条				契約の保証	あまり運営・維持管理業務期間において本条項が適用される事例は多くないと思慮します。不履行が発生する可能性を危惧されているのでしょうか。もし危惧されている事例等がございましたらお示しください。	契約の保証は本案件に特化したものではなく、地方自治法施行令167条の16や豊橋市契約規則第7条に基づき、広く原則的に求めているものです。 したがって、本案件においても、入札説明書や事業契約書に基づき契約保証金の納付やそれに代わる担保の提出等をお願いします。